

秋田県告示第218号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成27年11月1日から施行する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

角助沼特定猟具使用禁止区域

2 区域

山本郡山本町森岳地内の町道山本中央幹線と町道泉八日・横長根線を起点とし、同町道を北進し町道横長根2号線との交点に至り、同町道を東進し町道二ツ森・槻田線との交点に至り、同町道を北進し町道小中野・安戸六線との交点に至り、同町道を北東に進み奥羽本線北線西囲踏切との交点に至り、同踏切を南進し町道二ツ森線との交点に至り、同町道を西進し町道横長根線との交点に至り、同町道を北西に進み町道泉八日・横長根に至り、同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

種沢特定猟具使用禁止区域

2 区域

秋田市雄和種沢地内の県道種平新屋線戸草沢橋を起点とし、同県道を南進し秋田市雄和種沢字太子前、金ヶ崎の各集落を経て送電線直下との交点に至り、同送電線を西進し雄物川右岸との交点に至り、同右岸を北進し中川橋に達し市道太子前戸賀沢線を北東に進み山王堂T字路との交点に至り、同地点を北進し果樹園沿いに進み雄物川右岸に至り、同右岸を北東に進み戸草沢川との交点に至り、同川を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

中央公園特定猟具使用禁止区域

2 区域

秋田市雄和戸島地内の県道秋田御所野雄和線と県道雄和協和線を起点とし、同県道を東進し秋田市河辺と雄和との境界に至り、同境界を東進し標高122メートル地点との交点に至り、同地点から西進し農道に至り、同農道を南進し市道竹の花藤森中谷地線との交点に至り、同市道を南西に進み県道雄和協和線との交点に至り、同県道を北西に進み空港無線施設管理道路との交点に至り、同管理道路を西進し秋田空港場周道路との交点に至り、同場周道路を西進し県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

秋田市特定猟具使用禁止区域

2 区域

秋田市新屋地内の市道新屋豊岩線と国道7号を起点とし、同国道を北東に進み市道割山南浜線との交点に至り、同市道を北西に進み県道秋田天王線との交点に至り、同県道を北東に進み旧雄物川左岸との交点に至り、同左岸を北西に進み同川河口の標高4メートルの三角点に至り、同三角点から北東に進み旧雄物川右岸に至り、同右岸を北西に進み新城川左岸に至り、同左岸を北東に進み国道7号との交点に至り、同国道を北進し市道天ノ袋線との交点に至り、同市道を南東に進み県道久保秋田線との交点に至り、同県道を南進し市道下飯島四号線との交点に至り、同市道を南

東に進み市道下飯島2号線との交点に至り、同市道を南東に進み県道上新城土崎港線との交点に至り、同県道を北東に進み市道東上谷地大袋線との交点に至り、同市道を南東に進み市道四ツ小屋笠岡線との交点に至り、同市道を南進し同市道と連続する市道中央市場1号線に至り、同市道を南進し県道土崎港秋田線との交点に至り、同県道を南東に進み市道手形泉線との交点に至り、同市道を東進し県道秋田八郎潟線との交点に至り、同県道を東進し市道手形学園町赤沼線との交点に至り、同市道を東進し県道秋田岩見船岡線との交点に至り、同県道を北東に進み市道広面小学校1号線との交点に至り、同市道を北進し市道蓮沼手形山線との交点に至り、同市道を東進し農道との交点に至り、同農道を北東に進み市道柳田石神推子線との交点に至り、同市道を東進し農道との交点に至り、同農道を東進し県道秋田岩見船岡線との交点に至り、同県道を北東に進み孫左衛門用水路との交点に至り、同用水路を南西に進み太平川右岸に至り、同右岸を南西に進み市道土崎柳田1号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道松崎団地1号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道柳館松崎4号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道柳館松崎3号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道柳館松崎2号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道桜本線との交点に至り、同市道を西進し市道柳館梨平線との交点に至り、同市道を南進し市道百崎柳館線との交点に至り、同市道を南西に進み市道百崎諏訪ノ沢線との交点に至り、同市道を南東に進み南ヶ丘ニュータウンと諏訪ノ沢との境界に至り、同境界を東進し市道猿田小山田線との交点に至り、同市道を南西に進み市道古野荒巻線との交点に至り、同市道を南東に進み市道堤ノ沢篠田台線との交点に至り、同市道を南進し国道13号との交点に至り、同国道を南東に進み市道新都市24号線との交点に至り、同市道を南西に進み県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を南東に進みJR奥羽本線との交点に至り、同本線を北西に進み県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を西進し市道豊岩御野場線との交点に至り、同市道を南西に進み秋田南大橋との交点に至り、同橋を南西に進み雄物川左岸堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み市道新屋豊岩線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第5

1 名称

井川北川尻特定猟具使用禁止区域

2 区域

井川町北川尻地内の国道285号と町道上村1号線を起点とし、同町道を南進し坂本揚水機吐出口1との交点に至り、同揚水機吐出口1を東進し坂本揚水機吐出口2との交点に至り、同揚水機吐出口2を南進し町道田中飛塚線との交点に至り、同町道を西進し町道田中1号線との交点に至り、同町道を西進し町道田中湖東線との交点に至り、同町道を西進し町道新屋敷9号線との交点に至り、同町道を北進し町道新屋敷11号線との交点に至り、同町道を西進し町道新屋敷飯塚線との交点に至り、同町道を北進し洲崎橋を通り町道小今戸4号線との交点に至り、同町道を北進し町道新屋敷大川線との交点に至り、同町道を東進し町道小今戸8号線との交点に至り、同町道を東進し町道小今戸9号線との交点に至り、同町道を東進して町道街道5号線との交点に至り、同町道を東進し町道小今戸飯田川線との交点に至り、同町道を北進し町道街道上村1号線との交点に至り、同町道を東進し町道街道海老沢線との交点に至り、同町道を南進して県道北ノ又井川線との交点に至り、同県道を東進し町道上村2号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道上村1号線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第6

1 名称

石田特定猟具使用禁止区域

2 区域

秋田市雄和石田地内の雄和中央土地改良区(南部工区)農道第50号線と同農道第53号線を起点とし、同農道を南東に進み武士沢第2ため池、武士沢第1ため池を南進し元開ため池右岸堤体との交点に至り、同右岸堤体を東進し元開第2ため池右岸を東進し石堤ため池左岸との交点に至り、同左岸を西進し元開第2ため池左岸堤体に至り、同左岸堤体を南東に進み雄物川地域森林計画区19林班と20林班との林班界に至り、同林班界を南西に進み平治ヶ沢ため池左岸堤体との交点に至り、同左岸堤体を北進し雄和中央土地改良区(南部工区)農道第18号線との交点に至り、同農道を南西に進み県道秋田雄和本荘線との交点に至り、同県道を北進し雄和中央土地改良区(南部工区)農道第50号線との交点に至り、同農道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第7

1 名称

角間川特定猟具使用禁止区域

2 区域

大仙市角間川地内の市道新川線と県道湯沢雄物川大曲線を起点とし、同市道を南東に進み県道川西六郷線との交点に至り、同県道を東進し大仙市と美郷町との市町村界に至り、同市町村界を南東に進み出川左岸との交点に至り、同左岸を北西に進み市道新藤木大久保線との交点に至り、同市道を南進し町道西今東久保線との交点に至り、同町道を西進し市道金西線との交点に至り、同市道を北西に進み県道大曲横手線との交点に至り、同県道を北進し県道湯沢雄物川大曲線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第8

1 名称

百万刈特定猟具使用禁止区域

2 区域

横手市塚堀地内の県道横手大森大内線と市道黒川田ノ上線を起点とし、同市道を西進し大戸川排水路との交点に至り、同排水路を北西に進み大仙市と横手市との市町村界に至り、同市町村界を北進し横手川左岸との交点に至り、同左岸を南進し大戸川右岸との交点に至り、同右岸を南進し落合橋との交点に至り、同橋から市道川原百万刈線を南進し県道大曲横手線との交点に至り、同県道を南東に進み市道黒川田ノ植線との交点に至り、同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器